

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成30年9月5日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

9月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第53号所管分の審査	2
質疑（光好博幸委員、弘豊委員、森西正委員）	
議案第63号の審査	11
質疑（光好博幸委員、弘豊委員、南野直司委員、森西正委員）	
議案第55号の審査	15
議案第60号の審査	16
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（弘豊委員）	
議案第56号の審査	22
質疑（弘豊委員）	
議案第64号の審査	24
質疑（弘豊委員）	
議案第65号の審査	25
質疑（弘豊委員）	
採決	26
閉会の宣告	27

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年9月5日(水) 午前10時1分 開会
午後 0時4分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 村上英明 委員 南野直司
委員 弘 豊 委員 森西 正 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 野村眞二 文化スポーツ課長 妹尾紀子
自治振興課長 丹羽和人 市民課長 川本勝也
保健福祉部長 堤 守 同部参事 川口敦子
同部参事兼国保年金課長 安田信吾 高齢介護課長 荒井陽子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 関 正秀

1. 審査案件(審査順)

議案第53号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第63号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
議案第55号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第60号 摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件
議案第56号 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第64号 摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第65号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

大きな地震の後、また、猛烈な台風がこの大阪を襲ったようでございます。時間がたつにつれて、またいろいろと被害が出てくるころと思います。各委員におかれましては、それぞれ地元での対応等々やきもきされているとは思いますが、そんな中、本日は、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当常任委員会に付託されました案件について、また、ご審査を賜るわけではございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○増永和起委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

では、2点聞かせていただきたいと思います。

一般会計補正予算書の18、19ページの項3、戸籍住民基本台帳費のところですね。住民基本台帳システム改修委託料ということで475万2,000円計上されていますけど、これ確か、去年は旧姓を記載できるようにシステム改修したということのご説明を受けたかと思うんですけど、今回これの中身についてお聞かせいただきたいのと、もう一つが、その下の目3の体育施設費のところの修繕料ですね。321万9,000円上げられている内容について、お聞かせください。

以上、2点でございます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、住民基本台帳システム改修に関しますご質問にお答え申し上げます。

この住民基本台帳システム改修につきましては、昨年度も住民票に旧姓を併記するための改修を行いました。今年度も同様に、旧姓を併記するための改修でございます。

昨年度との違いにつきましては、昨年度は、住民基本台帳システム本体の改修でございました。今回は、住民基本台帳システムとコンビニ交付システムの連携部分、要は、住基システムからコンビニ交付システムにデータを吐き出す部分の改修でございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、体育施設費の修繕料の内容につきまして、お答えいたします。

まず、今回、修繕料で計上させていただきましたのは、6月18日に発生いたしま

した大阪北部地震の震災対応ということで、数施設、震災により修繕が必要な箇所がございました。

内容といたしましては、温水プールの中の配水管の修理、青少年運動広場のガラスが割れましたので、その入れかえ、鳥飼体育館の天井付近の壁にクラックが入りまして、放っておくと危ない状況でしたので、それを事前に落とすというところと、ほかはないかという点検の修繕料でございます。

同様に、味生体育館と正雀体育館につきましても、天井から何か落ちてくるということがないか点検も行いました。味生体育館におきましては、そのほか、受水槽というのがあるんですけれども、そちらのほうに少しひびが入っているのが見られましたので、そこにつきましても、修繕を行いました。

あと、柳田テニスコートにつきまして、コンクリート製の練習壁がございまして、この部分も、コンクリートということで認識をしておったんですが、ひょっとしてブロック塀の積み上げではないかというような疑いもございましたので、そこも確認いたしまして、ブロック塀ではなかったということで、即解体の必要はないという点検をさせていただきましたものが、当初予算で震災の対応をさせていただいたものので、合計、約160万円ほどの分に当たります。

あと、震災のすぐの対応ではないんですけども、先ほど申し上げました鳥飼体育館の天井付近の壁のところにクラックがあって、危ない部分を落としましたけども、落とした後、その部分も上からきれいに塗るとかいった作業については、緊急ということではございませんでしたので、そこに

つきましては、この補正で計上させていただきまして、予算のほうが確保できてから、対応させていただきたいというところで、これも上げさせていただきまして、合計要求額としてまして、321万9,000円という形で計上させていただいております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

まず、一つ目のシステム改修については理解しました。

ちなみに、2回目ということで、今のマイナンバーの交付状況を参考に教えていただきたいなというふうに思います。

二つ目の修繕料につきましては理解しました。丁寧なお答えをありがとうございます。

以上です。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、マイナンバーカードの交付の状況でございますが、本市では、昨日現在で、枚数にして1万4,444枚、市民の約16.9%の方に交付を行っております。

ちなみに、カードの申請はしているけれども、まだ受け取っていない方を含めると、約19%となっております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

交付率が16.9%ということでいくと、昨年の同時期からいくと3.7%ぐらいふえているんですかね。順調に伸びているんだと思います。今後も交付率アップ並びに利便性を高める等々取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

私のほうからも数点お聞きしておきたいというふうに思います。

一つ目は、歳出の項目、補正予算書18ページ、19ページのところにかかわって、項1、総務管理費、目15、コミュニティプラザ費の修繕料と、それから、ここ説明でせっつNPOセンター用地境界確定測量業務委託料というようなことで上がっている分、この中身について、改めてお聞かせいただけたらなというふうに思います。

それと同じページで、先ほど光好委員からも質問があった部分の体育施設費の修繕料のところでありまして、一般会計補正予算（第2号）の専決処分のところでもう上がってた分と、今回、緊急ではなかった部分で、やはり対応が必要ということになってるんだというふうに今の説明でもう認識してるんですが、今回、きのうの台風とかがありまして、被害状況とかもすぐさま私たちの手元にも情報を寄せられているんですが、さらに体育施設の部分でも幾つかあるのかなというふうに思われます。

この場ですぐに答えられるかどうかはあれなんですけども、そういったものについての修繕が必要な部分については、また次の議会でというようなことになってくるのか、そういったことを、もし課長か、部長のほうからでも、もしよければ聞かせていただけたらなというふうに思います。

それと、ページのほうは戻りますけれども、4ページで上がっている債務負担行為の補正についてです。

民生常任委員会の所管に入る分で、正雀

市民ルーム、それから温水プール、それと体育施設と、それぞれ指定管理事業の来年度以降の契約にかかっていくために、限度額の設定ということで上がっておりますが、それぞれについて、限度額の設定の根拠と申しますか、そういったところについて聞かせていただきたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、弘委員のほうからの自治振興課にかかわるご質問にご答弁させていただきます。

まず1点目、コミュニティプラザ費の修繕料の中身について、ご説明をさせていただきます。

修繕料につきましては、隣接しております民家とのブロック塀が今回の6月18日の地震でひび割れ等が入っております。修繕に当たりまして、民家の方と打ち合わせする中で、所有がはっきりしないということがありまして、用地境界確定測量業務の委託料を上げさせていただいて、これも所有がはっきりしてからですけれども、ブロック塀の撤去費用並びに設置費用を修繕料として上げさせていただいております。

続きまして、正雀市民ルームにかかわります指定管理事業の債務負担行為の積算についてでございますが、この積算につきまして6,477万円につきましては、過去の実積等々と指定管理者のほうの見積もりを2者とりまして、現行の指定管理料を積算し、その後、今後、消費税のアップ分、あと人件費の増等を見て、債務負担行為の額を積算させていただきました。

以上でございます。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、私のほうからは、体育施設及び温水プールに係ります債務負担行為の限度額の部分について、お答えさせていただきます。

まず、温水プール指定管理事業の分でございますけれども、平成31年度から平成35年度までの5年間の債務負担行為の限度額を設定しておりますが、こちらの限度額につきましては、現在の指定管理者の管理状況及び指定管理料をもとに、利用料金、消費税増額を勘案し、設定いたしております。

利用料金制を温水プールにつきましては導入しておりますので、施設運営に係る費用全体から、利用者の入場料及び水泳教室の受講料を差し引いた額を指定管理料としております。

平成29年度の施設運営に係る費用の決算額に最低賃金の増加、人件費の部分や消費税の増加を見込んだ額から、平成29年度の利用者入場料及び水泳教室受講料の決算額を勘案し、利用料金見込み額を出しております。そちらを差し引いた額を指定管理料の上限額として設定させていただいております。

次に、体育施設につきましては、現在、市立の体育館3館と青少年運動広場、スポーツ広場、テニスコート2か所の計7か所を体育施設の指定管理ということで行っておりますが、平成31年度から平成35年までの5年間につきましては、山田川運動広場を加えた合計8施設の指定管理を実施するというので、指定管理料の設定につきましては、平成29年度の現在の指定管理料の決算額に山田川運動広場に係る経費と最低賃金の増加部分、消費税の増加部分を見込んだ額を指定管理料の上限額として、債務負担の額の設定としており

ます。

以上でございます。

○増永和起委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、台風被害に伴います修繕料、これは全般にかかわりますので、私のほうから答弁させていただきます。

昨日、ご存じのように、台風21号が猛威を振るって、とりわけ風害、風による被害が市内各所で出ております。公共施設もしっかりでございまして、それぞれ公共施設でも被害が出ております。小学校、中学校の一部のところでは、体育館の屋根がはがれるというようなことも出ております。

現在、指示しておりますのは、まず、被害状況を把握することということで指示をしております。その被害状況によりまして、そしたら、その修繕に幾らかかるんだということを次に積算する予定をしております。

ただ、体育館の屋根の被害等でいきますと、そんなに長期に放っておけないというふうな状況がございますので、とりあえずは積算をしながら、現在、会期中ですので、追加議案になるのか、あるいは、他の方法でいち早く修繕にかかれるかどうか、それを今検討しているところでございます。近々には、議会にはご相談していきたいというふうに思っております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

最初のコミュニティプラザ費の部分で、地震で傷んだブロック塀を撤去していかないといけない。用地境界が確定してないので、それを確定してからの撤去になるんだというようなご説明だったわけなんですけども、これまでは、お隣との用地境界のところ、特に問題が起きていたわ

けじゃないというふうに思うんですよ。そのブロック塀を撤去するために、今回測量をしないといけないというようなところで、この予算額のところ58万4,000円ということなんですけども、ただ、修繕料のほうを見ると、18万6,000円なわけで、特に測量をせずに、もう修繕を市のほうがやってしまうというようなことではいけないのかどうか、そこらあたりのところですね。持ち出しの費用が、かえって測量をすることで多くなるということなので、そのことについて、お考えを聞かせていただけたらなというふうに思います。

次に、体育施設費の修繕料にかかわってですけども、今、副市長のほうから説明があったように、やっぱり市民の方たちが使う施設で、いち早く修繕が必要なところをやってもらえたらなというふうに思います。

以前の地震による被害の中でも、例えば温水プールなんかが、やっぱり夏の一番需要が大きい季節に、8月の末まで修繕にかかってしまったというようなこともあって、市民の方からは、いつになったら開くのかなみたいなことで、たくさん声が寄せられたりもしていたんで、そういったことからしましたら、いろいろと今回また温水プールでは、ソーラーパネルの破損とかも出ているようですし、体育館等々も、次また災害があったときには、そこが避難所になっていくみたいなこともありますし、その他の公共施設についてもそうだと思うんです。そういった意味では、早急に対応をしていただくようお願いしておきたいというふうに思います。

あわせて、やっぱり市民の生活状況に対する被害もやっぱりたくさん、きのう聞い

た中でもありますんで、そこへの対応のほうも鋭意急いでもらえたらというようなことで、副市長のほうに要望しておきたいというふうに思います。

それと、債務負担行為の補正にかかわってです。

正雀市民ルームにかかわって、新たな利用料金制度が、今回の条例のほうで提案されています。その利用料金制度の関係については、また後の議案審査で聞かせてもらおうかなというふうに思うんですけれども、金額の点でいいましたら、ほかの施設にかかわっては、従来の実績よりかは、次の5年というのは、妹尾課長が言われたみたいに、人件費の高騰であったり、消費税の増加分であったり等々でふえていく見込みの中で、今回、市民ルームだけ限度額が実績よりも下がっているというのは、利用料金の収入が指定管理者のほうに入るというようなことで理解しておきたいと思います。この点については結構です。

あと、温水プールと体育施設のほうなんですけれども、前回、指定管理者の公募の際に、やっぱりなかなか応募者が出てこなかったという経緯があったかなというふうに思うんです。そういった中で、今回この金額的には、先ほど妹尾課長が言われたみたいな考え方でやるんだというようなことでありますが、公募と業者の指定ですね、そういったところの中で、5年前と比べて、今回、特に配慮していることとか、気をつけているような点がありましたら、そういったことを聞かせてもらえたらなというふうに思います。

2回目は以上です。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 コミュニティプラザ費のNPOセンター測量委託料並びに

修繕料についてのご答弁をさせていただきます。

まず、測量につきましては、弘委員のほうからお話ありましたように、当初、発災してブロック塀が割れたというときに、民地の方と協議は進めておる中で、文書を交わしてというような形で、とり行うことも検討したんですけれども、民地の方となかなか話し合いがうまくいかないこともありまして、今回きっちり測量をしてということと、NPOセンターにつきましては、前面の道路部分の境界明示はしっかりしているんですけども、反対側の隣接している部分、また、後ろの阪急電鉄との境界部分もはっきりしておりませんので、今回きっちり行政として、土地の境界明示をしていこうということで、予算計上をさせていただいております。

撤去費用につきましては、先ほど言いましたブロック塀の撤去費用と設置費用と上げさせていただいておるんですけども、境界明示の結果によっては、隣地の方が撤去等もやられる可能性もございますし、所有が本市であるということになればということで、修繕料として、ブロック塀の撤去費用並びに設置費用を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、温水プール及び体育施設の債務負担行為の上限額のところの部分についてのご質問にお答えいたします。

先ほど上限額の設定の部分についての考え方について、ご説明させていただきました。金額につきましては、応募をしていただく指定管理者になられる方については、大きな問題でございます。かといって、

やはり指定管理に望むものとしましては、効率的な施設を使って市民サービスの向上もございしますが、経費のほうも効率的ということも望んでおりますので、余り高い金額設定というのもできないというところもございまして、余り低く設定しては、応募者がいないというようなこともあるかと思っております。実際、今の指定管理料の決算額がどうなのかというところがあるのかもわかりませんが、今後、決算額と、やはり働く方の人件費であるとか、賃金については、やはり見込まないと、実際に運営をしていくのが難しいのかなというふうには感じておりますので、そちらのほうを見込んだ形で設定をしておりますので、この金額内で、手を挙げていただく業者がいるというふうに考えています。

また、経費の節減というのも、一つ、その指定管理の応募者の提案の中に入ってくるものかなとも思っておりますので、そちらのほうは、勘案した中で上限額を設定させていただいたと思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘委員 委員 所したら、3回目になりますが、コミュニティプラザ費のところ、今、丹羽課長のほうから説明ございました。説明いただきましたら、そうなのかなというふうに思う部分はあるんですけども、ブロック塀の撤去費用の額よりも、この測量業務のほうにかかってしまう額が大きくなるというふうなところで、まあまあ測量もせんでいいやんかというようなことにはならないという説明なのかなというふうに思いましたが、そうはいつでも、危険ブロック塀なんかが、市の所有のところにあるというようなことだったら、早急に取り払っていくということのほうの方が大事か

と思いましたが、この点については、ちょっと念を押して聞かせていただいたところです。早急に取り組んでもらえたらと思います。

また、その正雀の駅前ですね、これね。並びに同じように民地と民地との間と同じようなブロック塀で、ひびいているようなものもあったり、そういったのは、その所有者の責任になってくるのかというようなこととかもあるんですけども、ただ、やっぱり何らかの対応というか、撤去費用の補助も今つけてやっているんですけども、安全・安心のまちづくりというようなことの中では、うちのところだけやったらそれで終わりというようなことではないような対応を、できる範囲でお願いしたいというふうに思います。

あと、指定管理の債務負担行為にかかわってなんですけれども、5年前のときの議論で、市の公共施設の管理等々、指定管理を公募でやっていくんだというふうなことを最初にやったのは、前からあったかなと思うんですけども、5年前に一斉にそれをやっているときに、市民サービスの向上と経費の節減等々、さまざまな視点の中から、こういう方法を選んでいるんだというふうなことだったかと思うんですけども、ただ、その中で、全部納得いくような、そういう決定やったかなといったら、いろいろと決め方にも意見つけさせてもらった経緯があったかというふうに思うんです。

競争原理を働かせてみたいことの議論の中で、温水プールと体育施設のところについては、なかなかそうっていないねということもあったようにも記憶している中で、あえて、次も公募で本当にやっていかなあかんのかなというふうなことを

ちょっと思っている部分があるんです。

例えば、体育施設については、今はシルバー人材センターがやっているかというふうに思うんですけども、その管理運営の中で、これまでの指定管理の評価については、可もなく不可もなくみたいな、Bランクというんですか、そういうようなことで上がっていたというふうに思います。

5年前にも、シルバー人材センターが以前は管理していた駐車場、駐輪場なんかに、よその業者が入るというようなことの中では、シルバーの会員がふえていて、雇用の機会を確保していくのに四苦八苦している中で、市のこういったところで、体育施設は指定が受けれたという経過からすると、ここも継続して、これまでの実績に準じた形で、非公募みたいな形の検討とかもできたんじゃないのかなというふうなことも、一定思ったりしましたんで、そこらあたりは、今ここで言っても、今さらみたいなことになるのかもしれないんですが、ただ、やっぱり選定の中で、一定どうなのかというふうなことは、また加味しながらやっていただけたらなというふうにも思っています。

あと、温水プールのほうは、先駆けて利用料金制度でこれまでもやっているというふうに聞いております。主に、水泳教室とかで入る収入が一定あるのかなというふうに思うのですが、利用料金制にして、その収益、収入がふえてくる中で、指定管理料のところを一定、節減できるような、そういったことというのは、今回の額の中で考えられているのかどうか、そこだけ最後、聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、温水プールの指定管理に係ります指定管理料

金の債務負担の設定の部分についてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、現状も利用料金制の導入ということで、今後も、今回につきまして、利用者の入場料と水泳教室の受講料というのが、この5年間で伸びてきているということは、実績として把握しておりまして、ただ、やはり水泳教室もかなりたくさん実施していただいております、入場者数もふえてきているところがございますので、同じような伸びを示せるかということ、やはり、そこも伸びるところについては、見込み過ぎますと、指定管理者で赤字ということになってしまおうかと思っておりますので、ある程度、今までの実績の伸びの部分も見ながら、市でお支払いする指定管理料のほうは、先ほど申し上げましたような最低賃金の人件費の部分であるとか、消費税の増加分というのも勘案させていただいております。実績というもので見させていただいているところであるかと思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 まず、コミュニティプラザ費のところの、先ほど丹羽課長からも答弁いただいて、確認ですけれども、ここのせつつNPOセンターの用地と民地との境界で、このブロック塀の修繕料が、これが民地ということが確定すれば、ここの修繕料というのは未執行になっていくかというところを、もう一度確認をしたいと思っております。

それと、住民基本台帳システム改修委託料ですけれども、今回補正を出されていません。今回、執行の補助金が10割というふ

うな形になってはいますが、これは当初予算というのは計上できないものなのか、また仮に、今回補正予算で出されてはいますが、これは次年度も同じような形のものが出てくるのか、補正予算で上げてくるとか、そういうふうなことがあるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それと、体育施設費の修繕料のところですけれども、先ほど弘委員からの質問で、副市長の答弁をいただいておりますけれども、まず専決処分と補正予算議案の執行の仕方というのをもう少し改めて教えていただきたいと思うんです。緊急性がある分は専決処分ということですが、そこには、何らかの緊急性があるかという要件とかがあって、専決処分をしなければならぬというふうな、その要件なり決まりごととかというのがあるのかどうかを教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、森西委員のほうからお問いがございましたNPOセンターの修繕料の執行について、ご説明させていただきます。

委員のほうからお話ございましたように、測量ではっきり境界が確定しまして、そのブロック塀の所有が市であるか、もしくは隣地の方であるかということがはっきりして、例えば、隣地の方のブロック塀ということになれば、当然、民地の方がご負担いただいて、修繕していただくという形になると考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、住民基本台帳

システム改修でございますけれども、当初予算で無理だったのかというご質問でございますが、昨年度につきましては、平成29年度のみなのか、平成30年度もあるのかわからない状態で住民基本台帳システムの改修に補助金がつくということで、住民基本台帳システムの本体の改修を行いました。

平成30年度に入りまして、恐らく5月ぐらいだったかと思いますが、住民票に旧姓を併記するには、住基システム本体にとどまらず、コンビニ交付等々、市によっては、窓口の自動交付機とかもありますので、本体以外にも改修が必要だということで、年度を越えて、5月ぐらいに平成30年度も改修の補助金をつけるということで通知がございましたので、本市におきましては、この補正予算で改修を行うものでございます。

次に、次年度のことでございますけれども、来年度のことはわかりませんが、補助金がつくのは、恐らく今年度で最後かなというふうには思っております。

あと、旧姓併記で想定されるのは、国のほうからは印鑑証明も旧姓併記するように要請がありますので、印鑑証明につきましては、今のところ、来年度の当初予算で計上したいというふうに思っております。

以上でございます。

○増永和起委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、専決処分の部分について、それから補正予算等々についての答弁をさせていただきたいと思っております。

一つは、基本的には補正予算、それから条例制定、あるいは一部改正を含めまして、全ては、やはり議案を提示し、それから皆さん方のご審議を得ながら、可決をしていただくと、これが基本でございます。ただ、

それ以外に、例えば軽微なもの、例えば、以前にもありましたけれども、公用車による自動車事故で損害賠償額が30万円以下のものについては、一応、行政に任せられております。それについては、行政が判断をし、それから、次回の議会のときに報告をする。いわゆる専決処分報告をさせていただくということになります。

補正予算の件ですけれども、今回7月19日に、一般会計補正予算（第2号）として専決処分をさせていただきました。これは、議会の合間で議会を開催するいとまがないということで、専決処分をさせていただきました。ただ、そのときの修繕料は、やはりいち早く修繕をする部分、それから9月の補正に間に合う部分ということで区分けをしまして、今回、補正予算（第3号）で議案として提案させていただいたところでございます。

先ほどの台風21号の被害に伴う予算でございますが、現在、本会議開催中でございます。その本会議開催中に、もちろん、議会運営委員会で諮ってもらわなければならないんですけれども、追加議案で挙げて、ご承認をしていただけるものか、あるいは、ご承認していただけるとしましても、やはり、まだ期間がありますので、それまで、要は修繕が待ってられるかどうか、これらも含めまして、しっかりとご相談していきたいというふうに思っております。

基本的には、議会の議決を得るというのは、我々は基本というふうに思っております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 NPOセンターのこの件はわかりました。

住民基本台帳の件も、印鑑証明の件というふうな、今後ね、ということですから、

その点はどうなるかというのは、恐らく補助金がどうなのかというのは、まだこの辺はわからない話なのかなと思いますので、今のところは、こういうふうな形で補正予算を上げているというのは理解をさせていただきました。

今、専決処分と補正予算議案の件ですけれど、副市長から答弁いただいてわかりました。私が言いたいのは、台風21号の件で、多くの方が、まだ被害状況が全くわかっていない状況です。しかしながら、公共施設並びに市民の方が大変な被害に遭われているというのは、これはわかる話ですので、少しでも市民の方が不便を感じないように、速やかな対応をしていただきますように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願ひします。○増永和起委員長 森西委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第63号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、確認の意味で1点だけ聞かせてください。

今回、利用料金制に移行されるということで、上限額が設定されていると思いますけれども、移行時の料金設定について、そのままの料金でいくのか、あるいはどういった考えで設定されるのか、お聞かせくださ

い。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 光好委員のご質問にご答弁させていただきます。

施設利用料につきましては、本条例改正案で、施設利用料の上限額を設定させていただいております。議案参考資料の24ページから26ページ、別表第1及び別表第2にて、その範囲内で指定管理者のほうがり市長の承認を得て定めるということになっております。また、承認時には、その利用料金を告示するということになってございます。

現状、移行時には、選定されました指定管理者と協議を行い、料金設定をしていく運びになると思われます。ただ、市のほうで今考えておりますのは、現状、上限額としてご提示させていただいております条例改正案につきましては、現使用料という形になってございますので、当初は、急激な変化はそんなにはないのではないかというように予測はしているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解いたしました。

参考に聞かせてほしいんですけど、一回それで料金設定しますと、そのあと、料金収入が仮にふえた場合、またそれを見直しということが今後考えられると思うんですけども、そのタイミングとか、あるいはどういったタイミングで、誰がどう判断するのかというのを教えていただけますでしょうか。お願ひします。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 改定につきましては、手続的な流れは設定のときと同じでござ

ざいまして、告示までということ考えております。

どのような場合かということでございますが、利用料金制をとっておりますので、恐らく、指定管理者のほうから、利用者のほうに利用率を上げる等々のメリットとして、改定をご提案いただくというようなことを想定しております。

また、設置者のほうからも、他の公共施設の利用料金の状況でありますとか、整備状況等を勘案して、指定管理者のほうとご相談させていただくということもあるのではないかとということで、考えております。

いずれにいたしましても、改定に際しましては、市民の方が利用しやすくなるよう、また、他の公共施設との使用料とか利用料金等を考慮して、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解しました。

私も言いたかったのは、やっぱり市民の方に利用しやすい利用料金設定であったり、あるいは適正な料金の運営というふうにもって行ってほしいなというふうな思いで聞かせていただきました。わかりました。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 そしたら、私のほうからも、この条例について、質問させていただきたいと思います。

今回の中身については、新たな利用料金制度を市民ルームでも設けていくというふうなことの提案なんですけれども、利用料金制度にするメリットについて、改めて一回確認の意味で聞かせていただきたいというふうに思います。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 指定管理者制度におきます利用料金制度の導入のメリットということでございます。

公共施設管理につきましては、ご存じのように、直営で施設管理をやっているところもございまして、指定管理者を導入しても、使用料でということもありますし、指定管理者利用料金制度ということで、何種類かの方法はあるかと思っております。

今回、利用料金制を本市民ルームのほうに導入させていただく一番大きな理由としましては、やはり利用率を上げていきたいというところで考えてございまして、メリットということはないんですけれども、現状でも、一定、指定管理者を導入してから利用率は上がってきているんですけども、今回さらに、利用料金等が収入として指定管理者に入るというインセンティブも働くことによって、民間の方の利用率アップに向けての手法なり提案、アイデア等をいただいて、さらに利用率をふやしていきたいということになってございまして、それがメリットというか、今回導入していったら、一番指定管理者の方と連携してやっていきたいというふうに考えている部分でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今のご説明があったように、利用率の問題で、従来だったら、使用料金というようなことは市に入ってくるわけなので、委託先の業者にしてみれば、その施設を問題なく管理しておけばというふうなことですかね。

利用者が多くても少なくても、その業者としては、指定管理料が入ってきて、その中でやりくりができてというふうなことが、利用料金制に切りかえることで、委

託先の業者の経営努力を働かせて利用者
をふやせば、その分が業者のほうの収入に
なるので、利用率がふえていく、そういつ
たことにつながるのかなということと、ご
説明を聞いて感じるわけなんですけれど
も、正雀市民ルームにしても、フォルテ撰
津にしても、駅前で、立地としてはいいと
ころにあるのかなというふうには思うん
ですけれども、なかなかふだんから使いなれ
ていない人は、ここにあったのみたいなこ
とで、フォルテ撰津も3階まで上がる人が
少ないとか、そういうようなこともあります
よね。その中では、一定いろんな工夫次
第では、もっと使いやすくなるというよう
なこともあるかもしれません。

そういった意味では、私前からもったい
ないなと感じている正雀市民ルームもフ
ォルテ撰津も、両方とも市民サービスコー
ナーが以前は併設されていて、そのとこ
ろが、もう使われておらないということ
ですよね。そこを使い道どうするんですか
と、以前何かのときに聞いたことがあるん
ですけれども、それは、どこか別の部署で
考えているみたいなことの答えやったのか
なと思うんですが、今回、指定管理のこ
ういう形での指定をするに当たって、その
ところも含めた使い勝手よくしていくよ
うな、そういったことのお考えがあるのか
どうか、聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 今、弘委員のほうか
らお話がございましたように、正雀市民ル
ームにつきましても、フォルテ撰津につ
きましても、従前、市民サービスコー
ナーのほうを設置されておりました。現状も、以
前のままの状態でございます。

公共施設の利用につきましては、確かに、
市全体で、その活用については考えてい

く部分があるかとは思いますが、施設
のほうを所管させていただいております
自治振興課といたしましては、やはり利
用率の向上には、スペース的な部分もあ
りますから、一定こちらのほうからご提
案させていただいて、より市民ルーム
の利用率が上がるように今後努めてま
いりたいというふうに考えております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回の提案との直接とい
うことではないにしても、そのところは、
やっぱり考えておく必要がある部分なん
じゃないのかなというふうに思ってお
ります。市民サービスコーナーをなくす
というように対しては、私らも残してほ
しいということで、再開してほしいとい
うような声もあつたりもするんですけ
れども、でも、やっぱり今の状態で、使
わないまま置いているということにつ
いても、やっぱり、ああ、もったいな
いというふうな声もやっぱり市民の方
から聞きますので、そのところ、ぜひ
ぜひ考えていただけたらと思います。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
南野委員。

○南野直司委員 今回、市民ルームにお
きましては、指定管理者の民間活力を
導入して、利用料金制度を実施して
いくということでもあります。

例えば、正雀市民ルームにつきましては、
大事な正雀地域のコミュニティの拠
点だというふうに僕も思っています。
撰津市の駅前には、コミュニティプラ
ザがあって、あるいは別府地域には
コミュニティセンターがありますけ
ども、やはり、こういう利用料金
制度を導入していくという中
でも、やはり市民サービスの向上
というのは、さらに図っていか
なあかんのかなという

ふうには私自身も思っておりますけども、その点、市民サービスの向上についてお聞かせいただきたいなと思います。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 南野委員のご質問にお答えさせていただきます。

市民サービスの向上ということでございます。委員のほうがおっしゃられますように、正雀市民ルームにおきましては、非常に立地がいい状況にはございますし、今後、活用が図れるところやと思います。人についても、正雀本町、正雀地域については、高齢化率等は上がっておりますが、人口の密度としては非常に高い地域になりますし、あと、これから市民の方ということで考えておりますのは、学生の方、大阪人間科学大学、あと薫英女学院もございまして、そこら辺の利用のほうも、何とか正雀市民ルームで図っていければ、市民サービスにつながるのかなということで考えておりますし、あと、市民ということでありますと、市民ルームについては、営利の企業の方も使っていただけることになっております。これは、市内で市民ルームだけになりますので、事業者の方についても、活用のほうPRしていったら、市民サービスの向上を図っていきたいというふうに思っておりますし、あとは、利用料金につきましても、先ほどの光好委員からのお話もありましたが、利用率を上げるために上限額を設けた中で、下げていったりということも一つ視野に入れて、市民サービス、稼働率を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

これ提案なんですけどね、正雀地域の皆

さんというのは、本当に活発にいろんなイベント等々ですね、自分たちで企画してされております。一つは、この間ありましたけど、たそがれコンサート、もう一つは、味舌の楽いちであったり、そういうイベントを活発に本当にされているわけでありまして。

そんな中で、指定管理者の皆さんがアプローチしていただいて、例えばコラボして、そういうお祭りのときに一緒にイベントに参加していくような企画も、ぜひそういう形で、提案ですけどもね、していただきたいと思います。

別府地域では、立地条件でいろいろ移動児童館とか、今度また別府コミュニティセンターまつりも開催されますし、いろんな工夫をしていただいて、利便性の向上、あるいは市民サービスの向上にしっかりと今後取り組んでいただきますよう要望としておきますので、どうかよろしく願います。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 今回、施設の利用料の上限額を決められるということで、先ほどご答弁で、指定管理者の業者によって、その利用料金は上限であって、価格が安くなるのであればと、それで利用人数がふえていけばというようなご答弁でありましたけれども、ここで、今回、上限額を決められるというところの部分と、市のほうから、最初から条例でもって、その金額を下げないのかということと、なぜ、その上限額を設けたままでというのか、上限額があっても、指定管理のほうで任せるというふうな考えになったのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 森西委員のほうのご質問にお答えさせていただきます。

利用料金の設定について、先ほどもご答弁させていただきましたが、議案参考資料の別表第1、第2において、現行の条例の金額をそのまま上限額という形で設定させていただいております。この額につきましては、現在、他の施設等の利用料金、使用料等を勘案して設定されておるものでございまして、この料金というのを一応ベースに考えていただきたい。

一つ、行政としては、利用料金を上げていくということは差し控えていただきたいと思っておりますし、上限額を設定していただく中で、利用料金収入のほうも先ほどもご説明させていただいておりますけれども、指定管理者に入りますから、一定利用率を上げていくという中で収入と支出のバランスを見た中で指定管理者のほうに料金等を決められるというのが、一定、利用料金制のインセンティブを働かすところなので、このような形で設定をさせていただいております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 ちょっと懸念しているのは、上限額を決められて、一応5年ですから、5年の間で指定管理の業者が変わることによって金額が変わってくるのではないかとこのころがあって、ただ5年の中でも、指定管理の業者のほうに、その中で金額を変えるということが出てこないのかどうかという、5年の中でも。市民にとって金額がある一定の期間定着をせずに、ばらつきというのが生じてこないのか、その点、お聞かせいただけますか。

○増永和起委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 森西委員のご質問

にご答弁させていただきます。

金額の設定につきましては、委員がご指摘のとおり、指定管理者のほうから提案があれば、こちらのほうと協議して決めるという形になってございます。変更につきましては、やはり協議の中には、数か月単位で例えば金額を変えていくというような指定管理者がご提案があったとしても、それは例えば利用される方については利便性が上がらないと思っておりますので、一定期間はにおいて料金のほうは改定していきたいと思っておりますし、逆にすごく安価な料金が出てくるということもあるかと思っておりますけれども、そういう場合につきましては、やはりこの周辺には公共施設として安威川公民館等々もございまして、集会所等もございまして、そこら辺の使用料等の設定も勘案して協議を進めて、利用者、市民の方にご不便がかからないような形での料金の設定を進めてまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 答弁どおりになりますように、よろしくお願ひしたいと思っております。

○増永和起委員長 森西委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時5分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第60号の審査を行います。補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、議案第60号、摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件につきまして、補足説明申し上げます。

国民健康保険の広域化により、平成30年度から新たに都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなり、市町村の保険給付費は全額賄われることとなりました。

一方で、激変緩和期間中における独自の保険料激変緩和措置や減免措置、収納率の低下等による不足財源等につきましては、当該市町村において財源を確保することが必要となりました。

このような中、本市におきましては、新制度への適切な対応を行う中で、国保財政の安定化及び健全な事業運営を目的とし、基金の設置を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず第1条では、国民健康保険の財政運営の安定化を図り、事業の健全な運営に資するため設置することを定めております。

第2条では、基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定めることを規定いたしております。

第3条では、基金に属する現金の管理について、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管することを定めております。

第4条では、基金の運用から生ずる収益につきましては予算に計上し、基金に編入することを定めております。

第5条では、財政上必要があると認められる場合において繰り戻し方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を繰りかえ運用できることを定めております。

第6条では、国民健康保険の運営に必要な財源に充てる場合に限り、基金を処分できることを定めております。

第7条では、条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は市長が定めるとした委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○増永和起委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 そうしたら、この条例案について、幾つか質問させていただきたいと思っております。

今、ご説明がありました提案理由、条例の中身の説明でしたけれども、そもそも大阪府の今回の国保広域化の中で、府の運営方針といったことがあって、今回、こういう基金の提案なのかなと思うのですが、仮に府がこういう動きになっていなかった場合には市としてどういう考えだったのか、聞いておきたいと思っております。

それと今回、こういった運営協議会の資料を前もってお配りいただいたかなと思うのですが、その中で決算の収支、平成29年度の決算が今回議案でも上がっていますけれども、そこで実質収支の黒字が5億3,611万円というようなことで出てきているわけなのなのですが、黒字があるから、今回、基金に積み上げるのだということだったかと思いますが、以前

はずっと累積赤字があって、大阪府内でも多くの市では、まだ赤字のところとかもあるのかなと思いますけれども、今、大阪府内では43の保険者があるかと思うのですが、その中で、この説明の中では19の保険者が現時点で基金を設置しているということで、必ずしも基金を設置しないといけないというようなことにはなっていないのかなとも思うのですけれども、そこらあたりも、最初にお聞かせいただきたいなと思います。

2点、お願いします。

○増永和起委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、弘委員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、基金の設置と広域化の関係でございますが、広域化によって基金を今回設置するものではなく、これまで20年間抱えておりました累積赤字を平成27年度に解消させていただきまして、平成29年度、旧制度における最終年度においても黒字を確保できたということで、今後、黒字額を活用した上で激変緩和といったこと、また収納不足のリスクといったことに備えて基金を設置させていただくと。これは特に広域化によってつくらなければいけないというものではございません。たまたま本市のほうの黒字となったタイミングがこの時期であったということでございます。

続きまして、黒字の件でございます。

他市におきまして、これまで43市中19保険者が設置をしております。これまで基金の目的としましては、医療給付費の増に備えて設置するというので、市町村のほうがつくっておられました。

しかしながら、平成30年度の広域化になったことで、給付費につきましては全て

大阪府のほうから賄われますので、今後は、収納不足といったことのリスクに備えて目的を変えられているといった市町村もございます。本市におきまして、これまで給付費のリスクは当然ございましたが、基金のほうは収支の状況から余裕がございましたので設置しておりませんでした。今回、新たな広域化に向けた激変緩和、収支収納不足、こういったところを目的に活用させていただきたいと考えております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、説明をいただきまして、この運営協議会の資料の中で、12ページのところに財政調整基金設置の背景及び目的というようなことであるのですけれども、これを読んでいる限りにおいては、やっぱり府が広域化を行う中で、特にアンダーラインを引いているところですよ。保険料の収納不足等については、府からの貸し付けを受けた上での返還となるため、市としての財源が必要となる。また、法定外繰入金も解消すべき実質的な赤字としても定義づけられているというようなことの中で、府の運営方針というようなことがあったから、こういうことをするのだと読み取れるのですけれども、そこはそうではないのでしょうか。もう一度、改めて聞いておきたいと思います。

それと、大阪府の国民健康保険運営方針ということのを次の13ページのところで書かれているのですけれども、財政調整基金の積み立てと繰り出しの条件ということがここには書かれているのですけれども、繰り出しの条件というところが(1)から(5)とかいうようなことで、こういうことで項目も書かれているわけです。

摂津市が独自で、大阪府が広域化という

ようなことで動いているのは別として、そうでなくても基金をつくるのだといったときには、でも、その中身の具体的な運営の方法というのはやっぱり市独自とは違うのではないのかなと思うので、そこらあたりのところをもうちょっと整合性のあるような答えがいただけたらなと思います。

○増永和起委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 事前にお配りさせていただいた運営協議会資料のほうにも記載させていただいております、広域化によって法定外繰入の解消、ここにつきましては、広域化だから解消という部分ではなく、これは従前から法定外繰入の解消を目指してきたところでございます。これまで主に累積赤字の解消を目的として、ずっと取り組んでまいりました。まず、この一つの目的のほうで解消を果たすことができましたと。

もう1点、財政健全化に向けましては、やはり法定外繰入の解消というのが一つになってまいります。その中で広域化において公費の拡充というものが、これはよくお話をさせていただいた部分でございますが、公費の拡充が行われて、国・府におきましても、やはり法定外繰入を解消すべき赤字として今回定義されております。そういった流れの中におきまして、やはり市としましても法定外繰入の解消に取り組むに当たって、これまでの黒字額を活用しながら激変緩和するということで、市民の負担をできるだけ緩やかな形で行っていききたいということで、今回、確実な財源を確保するという意味でも基金を設置させていただくというものでございます。

○増永和起委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、地方自治法の規

定から、私のほうから説明していきたいと思っております。

予算は、それぞれ歳入歳出同額で収支均衡の予算となっております。しかしながら、決算したときに歳入がふえたり、あるいは歳入が減ったり、あるいは歳出の場合はふえることはないですが、歳出が減ったりということで、赤字になったり黒字になったりしてまいります。

地方自治法の規定なのですけれども、第208条第2項では、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」というふうに会計独立の原則がございます。

しかし、剰余金が出た場合には、翌年度に、積み立てをしたりします。その原則以外に、第233条の2では、「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。」等々の規定がございます。これは一般会計のみならず特別会計も、いわゆる基金の積み立てというのは、やはり念頭に置いた規定でございます。

国民健康保険の特別会計では、長年、赤字でございました。近年、黒字になってまいりました。黒字になったら、そうしたら繰越金で毎年計上すればいいのかということになれば、地方自治法の規定に基づいて、やはり後年度の財政運営のために一定の財源を留保する処置というのがやはり基金であろうかと思っています。大阪府の広域化のタイミング、それから赤字から黒字が出たタイミングということもございますけれども、本来的には、やはり後年度

のために基金を設置して、健全な財政運営を図るとするのは、地方自治法で求められている運営の仕方でございます。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、ご説明をいただいて、私は、財政上のルールとか、副市長が言われたそのところは全く否定するつもりはないのですけれども、でも国保の問題でいうと、ずっとやっぱりこれまで議論してきた中で市民の負担が大きくて、また、医療の問題で必要なときに受けられないというようなことにしてはならないということの中で、市の独自努力ということはずっとやられてきたと思うのです。その市の独自努力ということの裏づけ財源が法定外繰入ということだったのではないのかなと思っていて、これまでの国や大阪府は、そういう法定外繰入は解消すべき実質的な赤字なのだということで、府の広域化新制度で、ここにも、そういうふうに書かれています。

でも、そういう市の努力ということを摂津市は赤字のときでもやっていたわけで、そういうものが今後認められなくなるというふうに、この間の動きの中で感じられて仕方がないです。

それで、今回、5億3,611万円黒字というようなことで基金の裏づけになっていくというようなことで考えていらっしゃるのかもしれないけれども、でも、これは大阪府が統一料率を目指してというようなことの中で、市民の皆さんに保険料の引き上げという負担もいただいて、そういったことも含めて、ここには積み上がっているということをお考えれば、本当にこの基金の設置が妥当なのかどうか、もうちょっと考えていただくことも必要だ

と思っています。

実際、この基金の運営について、大阪府がこういう条件を提示しているわけですよ。例えば13ページに書かれている(4)とか(5)とかは、この間の、言ってみたら期間中に限るということですから、それ以降のことでいったら、(1)、(2)、(3)、こういうところでしか使えない。収納不足の場合の事業納付金への充当のためとか、過去累積赤字の解消のため、また、府内共通基準を上回る保険事業等を実施するためというような、基金の活用は、ここにもう限られるのかなと、これを見ると読み取れます。そういった意味では、本当に市として、これまで取り組んできた努力が継続できるのかどうか。

今回、今年度から国保の減免基準だったり、一部負担金減免とか、そういったところの規則が変えられていますよね。そのことについても、予算審査のときに随分と、仮にそういうことになるようだったら、その前に教えてねというようなことも私は言ったかと思うし、そのことについての議論というのも、私はしっかり練られていないなと思ったりしているし、そういったことがやられている中で、また、こういうことが国・府が言うままにやられていくのかなというようなことでいうと、納得できないなという思いで今回の提案を見ております。そういった意味では、私が今言った指摘についてどうなのか、課長のほうからもう一度お答え願いたいと思います。

○増永和起委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 基金のお話から少しさせていただきますと、基金につきましては、今回の広域化にあわせて、大阪府のほうでも基金を設置しております。ここにつきましては、基本的に予期せぬ医

療費の増といった部分についてとか、保険料収納不足といった部分について、大阪府の基金を活用してもいいということで基金がつくられております。ですので、府とか国から基金をつくりなさいということでつくるわけではございません。こういった府のほうの基金もございしますが、給付費につきましては全て補填はされますが、収納不足につきましては、あくまで貸し付けという形での基金の活用となってまいります。そのため、市町村独自の基金を活用することは構わないということになっておりまして、あえて国と府から基金をつくらないといけないということではございません。そこはご理解いただきたいと思っております。

そういった前提でございすけれども、その中でやはり法定外繰入につきましては、基金とは別にはなってきますけれども、これまでもご答弁はさせていただきましたが、国の財政支援拡充におきましては、これまでの被用者保険等に投入されておりました財源を国保にシフトするという中でございます。やはり国保におきましてもそういった背景がある中、法定外繰入は削減していくべきということで位置づけされています。

この削減をどうするかという中におきまして、やはり平成29年度決算で約5億3,600万円の黒字が出たということもございすので、こういった部分を活用しながら、繰り入れは削減していくべきということで、今回、基金の設置の一つの目的として挙げさせていただいているということでございます。

○増永和起委員長 済みません、保険料引き上げの話があったのではなかったですか。答弁をお願いします。

安田部参事。

○安田保健福祉部参事 保険料の引き上げにつきましては、平成30年度でございます。これにつきましては、予算のところでご答弁もさせていただきました。やはり一定あるべき水準というものが示されました、統一料率ということで。その中で、なるべく急変とまらないような形で、平成30年度2.3%の引き上げとさせていただいたところでございます。

今後につきましても、また年末、府のほうで一定の金額、あるべき統一料率が示されてくると思いますので、その上で今後の保険料の金額については、またご提示させていただきたいと考えております。

○増永和起委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 保険料の引き上げによる市民の負担の上での黒字があつてという部分について、私のほうから一つご答弁をさせていただきたいと思っております。

思い起こしますと、平成20年度に約7億8,500万円という史上最大の赤字が出てまいりました。私は平成21年度から国保年金課長を拝命いたしまして、収納率の向上、それから資格の適正化、医療費の適正化という3本の柱でもって取り組んでまいりました。

さまざまな努力をした結果、例えば収納率につきましては、84%台まで落ち込んでいた収納率が、平成29年度には91%台まで、約7%向上したというような努力をさせていただいて、そういったことによって、収支の均衡というのが保たれてきました。もちろん、その間、数回の料率の改定をさせていただいて、市民のご負担もいただいているのですけれども、そういった努力をさせていただいており、この黒字を生むために引き上げてきたというような

ことは一切ございません。

先ほどのこの資料のほうを見ていただきましたら、10ページのところに国の特別調整交付金の獲得というのがございます。過去、平成25年度から平成29年度にかけて3億円近い獲得をしているのですけれども、これ以前にも二、三回獲得しております。そういった市民のご負担をいただいたもの以外に、我々が努力した分について国の評価をいただいて獲得した金額が4億円近くございます。どこまでを市民の負担と考えられるかというのは、それはそれぞれ考え方があるかとは存じませけれども、先ほど申し上げた史上最大の赤字の時代を背負った国保担当者としては、それはないでしょうと。我々は一生涯懸命頑張って、そして、できる限り市民への転嫁をしない、そういった努力を認められて、こういった調整交付金の獲得とかをいただいて、今、こういう形で20年ぶりの黒字を獲得することができたと思っております。お考えにはいろいろあるかと思えますけれども、我々としては、そういう気持ちでやってきたということでご答弁させていただきます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、お答えいただいた分の部長の言われた部分、私もその部分は思っておりますし、先ほども、この5億円の黒字が全部市民負担の上にとというようなことでは言っていないと思うのです。国保料の値上げも含めて、こういうのがあるでしょうという言い方をしたつもりなのですけれども、ちょっと受けとめが違ったようでしたら申しわけないなというように思うのですが。

市の努力は、これまで、それは市民の健康を守るというようなこともそうだし、保

険料抑制というような努力もされてきたというようなことは理解しているのですけれども、今回、大阪府の国保広域化というようなことは、そういった努力が働かなくなるような、そういう仕組みではないのかということも改めて指摘しておきたくて、先ほど来、言っているつもりです。

それで、もう質問が長くなってしまおうとあれなのですが、今回、この資料を見て、いろいろと説明を受けたり調べたりする中で、6年かけて大阪府が統一料率をつくっていくのだということを目指していますよね。ただ、大阪府は、先ほど言われた基金の問題で、府がつくっている基金ですよ。それは、保険料の収納不足等については大阪府からの貸し付けを行う、そういう基金です。それは貸し付けを受けた上で後々返還する、そのために市としての財源が必要になりますというようなことで、これはあるのですけれども、市が仮にそういう基金をつくっていないとすると、一般会計からの繰り入れもできなくて、その分は市民に統一保険料にさらに上乗せて、高い保険料を設定しなければならないみたいな、そんな話を聞いたときに、私は、えっと思って。それは、府は各自治体が独自に値下げするようなことを認めないみたいなことを言っておきながら、そういう財政状況になったときには上乗せの高い保険料設定はありというふうな、そんなことはないのではないのかなということで、ちょっと怒りを持って、そういったことを聞いたりもしています。

そうならないためには基金をつくらなければならないという理屈からしたら、市にはつくれとは言わないけれども、結局つくなかったら首が回らなくなるということにもつながってくるということから

したら、いろいろなところで、ややこしい仕組みと、それから難しい対応を、今、担当課のほうでは迫られているのかなと思っております。

そういった意味からしたら、これ以上言っても、今回、じゃあやめておきますというような答えにはならないのかもしれないので、私は、そういうことに対しては、大阪府に対してなり、また、いろいろな関係を通じて、これはおかしいのではないのということ言っていてほしいと強く思いますし、今回の基金の制定については、やはり賛成することはできないなと思います。

私のほうからは以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時34分 休憩）

（午前11時38分 再開）

○増永和起委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第56号の介護保険特別会計補正予算の分で、1点聞いておきたいのですけれども。

歳出の部分で、6ページ、7ページのところで歳入歳出がありますけれども、歳出の一番最初の介護保険給付費準備基金の積立金というようなことで、今回、補正額2億5,968万8,000円と。これは例年の額と比べると、随分大きい額になるのかなと思うのですが、この額は決算を受けての額というようなことだと思います

けれども、どのように見ておられるか、教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

せつつ高齢者かがやきプラン第6期において整備を計画しておりました二つの施設、看護小規模多機能型居宅介護施設、それから小規模特養が整備予定であったものができなかったということが主な要因と考えております。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今のご説明で、当初は計画していた部分ができなかったのも、その分が剰余金として生まれたということの説明だと思います。

この介護給付費準備基金というのは、さっき国保の基金の話をしていろいろしていましたが、それとはまた別なわけで、給付費が3年ごとの計画を立てていくと、初年度、次年度、3年目ということでしたら、だんだん給付費が伸びていく関係がある。そういうののバランスをとるためにというようなことで、基金が組まれているという認識なのです。

計画期間の初年度は、一定程度の剰余金が生ずることが想定され、基金が多く積めますよと。ただ、それは2年、3年というようなことでならしていくと、本来であったら3年目、昨年平成29年度の剰余金というのは、そんなに出てこないというはずなのだけれども、結果、今回にかかわっては、私が見る中では過去最高額の基金が積まれるというようなことになってしまっています。

金額が多いのが問題だと私が思うのは、昨年、第7期計画をつくるときに、やっぱ

り毎回、毎回、計画つくるたびに介護保険料もふえていくということの中で、少しでも保険料を引き下げようということ、これは国や府なんかも、やっぱりそういうことの中で準備基金を取り崩すということを示すというか、私らも要望もしてやってもらっていると思うのですけれども、この基金の去年までの積み上がった額を全額取り崩して、今度の保険料算定を考えますということの中で、3億7,544万円という額を取り崩しに充てることに、そういう計算で今回の保険料は組まれたわけです。

そんな中で、年度が明けて、今、新たに積まれる準備基金の額がおよそ3億円ということになる分については、これでいいのかなということだと思うわけです。仮に3億円ほどを、今回、保険料計算をする算式に入れてみて、私は計算してみたのですけれども、そうしたら大方4,000円ほど年間の保険料を引き下げるぐらいの金額が出てくるのですけれども、ここらあたりは、こういう計算するのは昨年度中にやらなければならないからやりましたけれども、今年度に入って今回の剰余金があったということなのだろうとは思いますが、そういうことも加味して保険料計算することができなかったのかどうかなのかなということ、そこのところをお聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の剰余金ということでございますけれども、こちらのほうは決算額が確定して初めてわかる額ということで、せつつ高齢者ががやきプラン第7期の保険料の算定には入れることができないということになっております。

残っている3億円強の基金残高は3年間の計画の中の保険給付費の財源として入れ込んでいるわけですがけれども、全額、保険料に反映しております、月にして基準額でいうと330円分は減額できた、お安くできているという計算になっております。

ですので、この3億円強のお金というのは、3年間で計画しているサービスに必要な額ということで入れておりますので、そういった計算になっております。

以上です。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 会計上の、やっぱり年度をまたいでのそういったことの中で、今回、そういうふうにはできなかったのかと思うのですけれども、やっぱり結果、ふたをあけてみてわかることではあるのですけれども、第6期の部分の保険料がやっぱり多くとり過ぎていたという部分の今回の剰余金のおよそ3億円ということになりますから、そこについては、しっかりとそういうものだと見ていただいて、今後の値上げ抑制であったり、またサービスをしっかりと、やっぱり拡充していく、そういう中身に生かしていただけたらと思います。

また、今回の場合は、予定していた施設ができなかったということなので、これは去年のうちでも詳しい金額はもちろん確定していなかったとは思いますが、おおよそこれぐらいのというようなことの幅があったのではないかと思いますので、第8期のまた計画をつくる時に、そういうことが柔軟にできるのかどうかというのはわからないけれども、仮にそういう剰余金が出る見込みがあるのだったら、保険料抑制にまた使っていただくような工夫も考

えていただけたらということで要望しておきたいと思います。

○増永和起委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 1点だけ、これも確認で聞いておきたいのですけれども。今回の条例の改正によって、65歳を超える障害がある方のサービスというようなことが一定変わると思うのですけれども、その点について、どう変わるのか聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、共生型のサービスの件につきまして、ご答弁申し上げます。

今、ご質問にあったとおり、従来から障害福祉サービスの事業所を利用していた障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、介護保険サービス利用優先が原則ですので、使いなれた障害福祉サービスの事業所を利用できなくなる、介護保険のサービスのほうに移行しなければならないというケースがございましたけれども、それが共生型サービスが創設されたことによって、障害者が65歳になっても使いなれた事業所でそのまま障害福祉サービスの事業所を使えるようになるというのが今回の趣旨でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今、ご説明があったみたいに、今回の改

正で一定改善が図られる、前向きな点だなと感じているのですけれども、ただ、同じ事業所でこれまでどおりのサービスが使えますよというようなことだけれども、利用料金なんかについては、やっぱり介護保険というようなことになると、一定負担する、このところは従来どおりで変わらないのか、その点について、お聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 ただいまのご質問ですけれども、おっしゃるとおりです。やはり介護保険の制度に乗った形で、障害福祉サービスの事業所が共生型サービスの指定を受けるということになりますので、利用料については、やはり1割負担が原則ということになります。

また、補足ですけれども、利用者負担を少しでも軽減するというので、新高額障害福祉サービス等給付費ということで、その部分ができるだけ軽減されるような仕組みが国のほうでつくられることになっております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この問題は、障害者の65歳問題とかいうようなことで言われていたりもして、やっぱり従来から当事者の方たちとかが改善を求めて働きかけてきて、ようやく一歩前進なのかと思うのですが、軽減措置も、今、国ほうでも考えられているというようなことだけれども、同じサービスを受けているけれども、65歳までと65歳からとで利用料負担で違ってくるのだというところに納得できないというような声もやっぱり一部あるので、その点について今後も改善がさらにできるような、法律自体そのものがやっぱり変わらないとというようなこともあるのか

もしれないですけども、そこのところも要望としてお願いしておきたいと思いません。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

議案第65号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 議案第65号についてですけども、この条例は、居宅介護のサービスの回数、ここの条文の中に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に当たっては、それを市に届けなければならないということになっているのですけれども、その回数というのがちなみにどうなっているのか。具体的に、例えば、今、摂津市で対象になるような方がどの程度おられるのか、その点について聞いておきたいと思えます。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 ただいまの訪問介護の件について、ご説明いたします。

厚生労働大臣が定める回数ですけども、要介護度別に、一月当たり要介護1は27回、2が34回、3が43回、4が38回、5が31回というのをとということで、この回数を超えると、ケアマネジャーがケアプランを市町村に届け出なければいけないという形になっております。

現在、市内でその対象者がどれぐらいいらっしゃるかということですけども、8月末現在で8人ですが、そのうち要介護の4と5についてはいらっしゃらないということでございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 在宅で生活支援の訪問介護を受けられている方はたくさんいらっしゃるかと認識しているのですけれども、やっぱりその中でたくさんの方が回数が必要な方というのは、今言われたとおりいらっしゃるということだと思っております。身体介護なんかの場合はまた別ということですよ。そういうことで、とりわけ重度の要介護4と5の方はいらっしゃらないというようなことでしたけれども。

そういった方たちの支援をしていく上でケアマネジャーがケアプランをつくって、ただ、それが妥当かどうかというチェックを、言ってみたら市に届け出てかけるというわけだと思っておりますけれども、具体的にそういう届けがあったら、それを市は指導するということになるのかと思うのですが、どういう検討をされているのか、聞いておきたいと思えます。

○増永和起委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただ今の質問にお答えいたします。

届け出ということですけども、まずは、書類を提出していただく。例えば居宅サービス計画でありますとか、超過をしている理由とか、そういう書類を提出いただきまして、今回、会議を新しく立ち上げます。地域ケア会議といいまして、もともと、高齢者が住みなれた地域で日常生活を営めるようにということで、医療とか保健福祉の関係機関とで個別のケースであるとか、地域課題を検討している会議があったのですけれども、そこにケアマネジメントを検証する会議をつくりたい。メンバーとしては、ケアマネジャーですとか、地域包括支援センター、摂津市などの職員が集まりまして、その書類を見て、また、その対象

のケアマネジャーと話をしてということでの検証ですので、指導するということではなくて、いろいろな立場の人が集まって、ケアプランが利用者にとっていいのかどうかということを考えていくというような会議ですので、制限をするとか、指導するということではございません。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今、課長からご説明がありましたみたいには、地域ケア会議というのが摂津市の中でも開かれていて、その中では多職種の連携とか、協働によるケアマネジメント支援、いろいろとやっぱり地域課題に即して検討していく、そういった、ある意味大事な役割を持っているところなのかなと思うのですけれども、そのこのところに、今回の説明でいったら該当する8件それぞれ、そのケアマネジメントが妥当なのかどうかみたいな検証ということの手続になっていくのかなと思われま。

ただ、もともと国のほうの社会保障審議会とか、そんなところで議論されているときには、もう回数は制限を加えるのだみたいな、そんな議論もあったそうですね。ただ、やっぱり必要な当事者というのがいるのだから、そのこのところは単純に制限を加えられないねということで、じゃあ、そういう確認、検証みたいなことがつけ加えられてきていると思うのです。

ただ、本来やるべき地域ケア会議のところの仕事に、さらに上乗せでそういう業務がかぶってくるみたいなことが。摂津市の場合は8件ほどとおっしゃっていましたがけれども、事前に6月ごろ、大阪市のほうで、これは問題だなということの意識を持たれた中で、どれぐらいといったら1, 300件あるというような、そんなことがあ

ったりして、それだけを全部チェックしていくのは大変な作業だなということをおっしゃったのです。そういった意味では、本当にこれがやる必要があることなのか。また、逆にこの手続が大変だからというようなことで、ケアマネが利用者が求めているのに、そのこのところで何か抑止的な力が働いてしまわないかというようなことも、私はちょっと懸念の材料としてあるなと思っています。

今、なかなか施設利用をしにくたって軽度の方だったら施設に入れないというようなことで在宅に置かれている方もいらっしゃるし、そういう人こそ訪問回数がとかが多く必要とか、そんなことにもなってやしないのかなと思う中では、今回のこの法改正については納得できないなと思っています。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時2分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後0時4分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常委員長 増永 和起

民生常任委員 村上 英明